

小型特殊自動車を所有している方は 速やかに軽自動車税の申告をしてください

農耕作業用等の小型特殊自動車を取得又は所有している場合は、公道を走行しない車両や現在使用していない車両でも、軽自動車税の課税の対象となりますので申告が必要です。

該当車両を取得した人や、現在ナンバープレートのついていない車両をお持ちの方は、速やかに申告をしてください。

【対象車種と年税額】

区分	農耕作業用（2,400円）	その他（5,900円）
長さ	制限なし	4.7m以下
幅	制限なし	1.7m以下
高さ	制限なし	2.8m以下
最高速度	35 km/h 未満	15 km/h 以下
構造	<p>農耕用トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機 <u>※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの</u></p> <p>国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業用トレーラ（※マニュアルスプレッド、ロールベラー、スプレーヤ、トレーラ等））</p> 	<p>ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> 

※上記以外の乗用装置の無いもの又は大型特殊自動車で、事業用資産の場合は固定資産税（償却資産）の申告が必要になります。すでに固定資産税（償却資産）として申告されている小型特殊自動車については、軽自動車税の申告の前に、固定資産税（償却資産）の減算申告を行ってください。

※農耕作業用トレーラ・小型特殊自動車と大型特殊自動車のどちらに該当するかは、けん引する農耕トラクタの種別によって判断します。（小型特殊自動車に該当する農耕トラクタのみにけん引されるものは、軽自動車税の申告が必要です。）また、農耕トラクタとは別の自動車として取り扱われます。

【申告について】

事由	必要なもの	提出書類
販売店から購入した場合	本人確認書類 車名・車台番号がわかるもの (販売証明書等) 車両の大きさ、最高速度がわかるもの(カタログ等)	申告書兼標識交付申請書
廃車済みの車を譲渡されたとき 市外の人から譲渡されたとき 他市町村から転入したとき	本人確認書類 車名・車台番号がわかるもの (廃車受付書等) 未廃車の場合はナンバープレートと標識交付証明書	申告書兼標識交付申請書
市内の人に譲渡した(された)とき	本人確認書類 車名・車台番号がわかるもの (譲渡証明書・標識交付証明書等)	申告書兼標識交付申請書
廃車するとき 市外の人に譲渡するとき 他市町村へ転出するとき	本人確認書類 ナンバープレート 車名・車台番号がわかるもの (標識交付証明書等)	廃車申告書兼標識返納書 (ナンバープレートを紛失等で返納できない場合はてん末書)
その他変更があったとき	本人確認書類 車名・車台番号がわかるもの (標識交付証明書等)	申告書兼標識交付申請書

※販売証明書等の証明書がない場合は、市民生活部税務課市民税係までご相談ください。

※小型特殊自動車を取得した場合や、申告内容に変更が生じた場合は 15 日以内に、廃車や譲渡した場合は 30 日以内に申告してください。正当な理由がなく申告をしなかった場合、過料(10万円以下)が科せられる場合があります。(佐渡市税条例第88条)

事業用の車両の購入代金は減価償却費として、軽自動車税は租税公課として法人税又は所得税の収支計算上、必要経費に計上することができます。

<お問い合わせ>

佐渡市役所 税務課市民税係
電話：0259-63-5110